

令和5年9月7日

長野県知事

阿部 守一様

諏訪郡下諏訪町 1836-12

一般社団法人全国クレーン建設業会

長野支部長 小林 政美



## 要望書

### 建設揚重業（クレーン建設業）における働き方改革に関する 規制緩和等について

一般社団法人 全国クレーン建設業協会は、移動式クレーンによる専門工事業（以下「建設揚重業」という。）の健全、かつ総合的な発達を図り、もって建設産業の発展に寄与することを目的とし、全国に約 970 会員を有しています。

長野支部はその中にあって、32 会員を有する同協会の支部団体です。

令和6年4月より建設業にも適用される時間外労働の上限規制について、政府では「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、平成 29 年 8 月 28 日に「建設業における適正な工期設定等のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保などが示されました。

また令和2年7月20 日には、中央建設業審議会で工期に関する基準が決定され、工程別に考慮する事項に「クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建設現場組立解体作業に要する時間」が記載されたところです。

上記の遠方から現場に運転する際に要する時間（以下「回送」という。）は労働時間とされ、当協会の調査では 1 日約 2 時間を要しています。

車両総重量 20 トン以上の自走式ラフテレーンクレーンやオールテレーンクレーンは、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要で、その多くは通行時間が午後 9 時から午前 6 時に制限されます。午前 6 時までに現場に到着し、始業時まで待機し、終業後も現場で午後 9 時まで待機して車両置き場に戻ることになります。作業時間が 8 時から 17 時の場合、労働時間は回送の他に、毎日 6 時間程度の待機時間が上積みされます。

ガイドラインや工期に関する基準の実施を図るため、国土交通省や業界団体では4週8閉所を目標として取り組んでいますが、4週8閉所が実現し、他の建設業の職種が時間外労働の規制に対応できたとしても、建設揚重業は回送により少なくとも労働時間（1日約2時間）が上積みされるため、作業時間を削減せざるを得ません。そのため、工期全体、請負金額等に多大な影響を与え、民間を含め発注者の相当なご理解が必要となるため、同規制に対応することが困難ではないかと思慮されます。

適正な工期が設定されたとしても、特殊車両通行許可制度の夜間走行の規制により、待機時間が必要となり、現状では業界のみで時間外労働の規程を遵守することが困難な状況です。

労働基準法では、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度とされています。上記の回送時間を考慮すると、回送だけで45時間の上限に達してしまいます。さらに、災害の復旧・復興の事業がある場合には、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6月平均80時間以内の規制は適用されないものの、時間外労働の720時間以内及び月45時間の規制は適用されたままで、通常の業務を考えると、十分な復旧・復興の事業に携わることができない可能性もあります。

働き方改革に対応するには、厚生労働省をはじめとして、国土交通省、元請け団体及び発注者等関係者の絶大なご理解・ご指導が必要であり、政府の働き方改革推進の方針を否定するものではありませんが、民間発注を含めたすべての工事で現状のまま、令和6年4月からの時間外労働の上限規制に対応することは非常にハードルが高いと言わざるを得ません。

そのため、建設揚重業で同規制に対応するには、工期全体を通して回送を含めた労働時間の短縮と、一般則の適用を受けない自動車の運転業務と同様の時間外労働を、年960時間以内へと規制緩和をお願いするものです。

以上を踏まえ、長野県におかれましては、建設揚重業界の実態に即した配慮を、国へ働きかけていただくよう陳情いたします。